

沖縄県ICTの活用の推進に関する実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>第1 ICTの全面的な活用を推進する工種</p> <p>これまでの情報化施工や技術の普及状況を踏まえ、以下の工種について「ICTの活用」（以下、「ICT活用」という）の推進を図るものとする。</p> <p>1-1 ICT活用を推進する工種</p> <p>工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川土工、海岸土工、砂防土工（作業土工（床堀）、地盤改良工）</li> <li>・道路土工（作業土工（床堀）、地盤改良工）、排水構造物工、水路工、</li> <li>・舗装工</li> <li>・付帯道路工</li> <li>・浚渫工（バックホウ浚渫船）</li> <li>・法面工</li> <li>・付帯構造物設置工</li> <li>・道路修繕工</li> <li>・橋台工、RC橋脚工</li> <li>・擁壁工</li> <li>・矢板工（レベル3）、既製杭工（レベル3）、場所打杭工（レベル3）</li> <li>・橋梁架設工、床版工</li> <li>・<u>コンクリート堰堤工</u></li> </ul> <p>1-2 BIM/CIM活用を推進する工種</p> <p><u>令和6年7月1日</u>、沖縄県 土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-2 ICTを活用した設計業務等</p> <p><u>令和6年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用業務実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-3 ICTを活用した工事等</p> <p>3-3-1 ICT活用工事の実施</p> <p>～中略～</p> <p>【発注方式】</p> <p>～中略～</p> <p>(2) ICT活用工事（施工者希望型）</p> <p>【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）、ICT（河川浚渫）、ICT（法面工）、ICT（地盤改良工）、ICT（舗装工（修繕工））、ICT構造物工（橋脚・橋台）、ICT（擁壁工）、ICT（基礎工）、ICT（構造物工（橋梁上部））、<u>ICT（コンクリート堰堤工）</u>】</p> <p>～中略～</p>	<p>第1 ICTの全面的な活用を推進する工種</p> <p>これまでの情報化施工や技術の普及状況を踏まえ、以下の工種について「ICTの活用」（以下、「ICT活用」という）の推進を図るものとする。</p> <p>1-1 ICT活用を推進する工種</p> <p>工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川土工、海岸土工、砂防土工（作業土工（床堀）、地盤改良工）</li> <li>・道路土工（作業土工（床堀）、地盤改良工）、排水構造物工、水路工、</li> <li>・舗装工</li> <li>・付帯道路工</li> <li>・浚渫工（バックホウ浚渫船）</li> <li>・法面工</li> <li>・付帯構造物設置工</li> <li>・道路修繕工</li> <li>・橋台工、RC橋脚工</li> <li>・擁壁工</li> <li>・矢板工（レベル3）、既製杭工（レベル3）、場所打杭工（レベル3）</li> <li>・橋梁架設工、床版工</li> </ul> <p>1-2 BIM/CIM活用を推進する工種</p> <p><u>令和5年4月1日</u>、沖縄県 土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-2 ICTを活用した設計業務等</p> <p><u>令和5年4月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用業務実施要領による。</p> <p>～中略～</p> <p>3-3 ICTを活用した工事等</p> <p>3-3-1 ICT活用工事の実施</p> <p>～中略～</p> <p>【発注方式】</p> <p>～中略～</p> <p>(2) ICT活用工事（施工者希望型）</p> <p>【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）、ICT（河川浚渫）、ICT（法面工）、ICT（地盤改良工）、ICT（舗装工（修繕工））、ICT構造物工（橋脚・橋台）、ICT（擁壁工）、ICT（基礎工）、ICT（構造物工（橋梁上部））】</p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県ICTの活用の推進に関する実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>【選択できるプロセス】</p> <p>ICT舗装工（修繕工）：①、③、④                      ICT土工、ICT舗装工：①、③                      ICT河川浚渫：①、③                      ICT法面工：①、②                      ICT地盤改良工：①                      ICT構造物工（橋脚・橋台）：①                      ICT擁壁工：①                      ICT基礎工：①                      ICT構造物工（橋梁上部）：①  <u>ICTコンクリート堰堤工：①</u></p> <p>【ICT必須プロセス】</p> <p>ICT舗装工（修繕工）：②、⑤                      ICT土工、ICT舗装工：②、④、⑤                      ICT河川浚渫：②、④、⑤                      ICT法面工：④、⑤                      ICT地盤改良工：②～⑤                      ICT構造物工（橋脚・橋台）：②、④、⑤                      ICT擁壁工：②、④、⑤                      ICT基礎工：②、④、⑤                      ICT構造物工（橋梁上部）：②、④、⑤  <u>ICTコンクリート堰堤工：②、④、⑤</u></p> <p>～中略～</p> <p>3-3-2 BIM/CIMを活用した設計業務等  <u>令和6年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>～中略～</p>	<p>【選択できるプロセス】</p> <p>ICT舗装工（修繕工）：①、③、④                      ICT土工、ICT舗装工：①、③                      ICT河川浚渫：①、③                      ICT法面工：①、②                      ICT地盤改良工：①                      ICT構造物工（橋脚・橋台）：①                      ICT擁壁工：①                      ICT基礎工：①                      ICT構造物工（橋梁上部）：①</p> <p>【ICT必須プロセス】</p> <p>ICT舗装工（修繕工）：②、⑤                      ICT土工、ICT舗装工：②、④、⑤                      ICT河川浚渫：②、④、⑤                      ICT法面工：④、⑤                      ICT地盤改良工：②～⑤                      ICT構造物工（橋脚・橋台）：②、④、⑤                      ICT擁壁工：②、④、⑤                      ICT基礎工：②、④、⑤                      ICT構造物工（橋梁上部）：②、④、⑤</p> <p>～中略～</p> <p>3-3-2 BIM/CIMを活用した設計業務等  <u>令和5年4月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県ICTの活用の推進に関する実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>3-3-3 必要な経費の計上</p> <p>ICT活用工事を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。</p> <p>(1) ICT活用工事（発注者指定型）  <b>【対象：ICT（土工）、ICT（舗装工）】</b>                      発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、土木工事標準積算基準書及び<b>国の定めた積算要領等</b>により必要な経費を計上する。</p> <p>(2) ICT活用工事（施工者希望型）  <b>【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）、ICT（河川浚渫）、ICT（法面工）、ICT（地盤改良工）、ICT（舗装工（修繕工））、ICT（構造物工（橋脚・橋台））、ICT（擁壁工）、ICT（基礎工）、ICT（構造物工（橋梁上部））、<u>ICT（コンクリート堰堤工）</u>】</b>                      受注者と発注者の協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び関連する国の定めた積算要領等により必要な経費を計上する。</p> <p>(3) BIM/CIM活用工事  <u>令和6年7月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p><u>3-3-4 3次元データの納品</u>  <u>ICT活用工事を実施した場合、国の定めた3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）等により作成し、納品を行うものとする。</u>  <u>面管理を実施した場合には、ビューワー付き3次元データの納品を必須とする。</u>  <u>面管理を実施しない場合においても、3次元設計データ等を作成した場合には、納品を行うものとする。</u></p> <p>3-3-<del>5</del> 工事成績評価における評価                      ～中略～                      附則                      1. 本要領は<u>令和6年7月1日</u>以降予算の執行伺いを決裁する業務・工事から適用する。</p>	<p>3-3-3 必要な経費の計上</p> <p>ICT活用工事を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。</p> <p>(1) ICT活用工事（発注者指定型）  <b>【対象：ICT（土工）、ICT（舗装工）】</b>                      発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、土木工事標準積算基準書及び<b>関連する積算要領</b>により必要な経費を計上する。</p> <p>(2) ICT活用工事（施工者希望型）  <b>【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）、ICT（河川浚渫）、ICT（法面工）、ICT（地盤改良工）、ICT（舗装工（修繕工））、ICT（構造物工（橋脚・橋台））、ICT（擁壁工）、ICT（基礎工）、ICT（構造物工（橋梁上部））】</b>                      受注者と発注者の協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び関連する国の定めた積算要領等により必要な経費を計上する。</p> <p>(3) BIM/CIM活用工事  <u>令和5年4月1日</u>、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。</p> <p>3-3-<del>4</del> 工事成績評価における評価                      ～中略～                      附則                      1. 本要領は<u>令和5年7月1日</u>以降予算の執行伺いを決裁する業務・工事から適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、下記(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理 下記1)～13)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。 (ただし、下記13)については、国の定めた「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の適用の範囲等を確認して適用すること。)</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより、一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合も、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>ただし、<u>3次元起工測量を実施した場合には</u>、完成検査直前の工事竣工段階の地形等について面管理による出来形計測を行い、1-2⑤によって納品するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点 ～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)発注者指定型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算を実施するものとする。受注者がICT土工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積もり提出を求め、設計変更するものとする。 見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、下記(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理 下記1)～13)から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。 (ただし、下記13)については、国の定めた「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の適用の範囲等を確認して適用すること。)</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより、一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合も、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測、他の計測技術による出来形管理等を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形等について面管理に準じた出来形計測を行い、1-2⑤によって納品するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点 ～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)発注者指定型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書等に基づく積算を実施するものとする。受注者がICT土工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積もり提出を求め、設計変更するものとする。 見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（土工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>(2)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>(2)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、ICTを活用した施工管理を実施する。 &lt;出来形管理&gt; 下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。 なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での出来形管理を行ってもよい。 ただし、<u>3次元起工測量を実施した場合には、完成検査直前の工事竣工段階の地形等について面管理による出来形計測を行い、1-2⑤によって納品するものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)発注者指定型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算を実施するものとする。受注者がICT舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。  現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積もり提出を求め、設計変更するものとする。 見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、ICTを活用した施工管理を実施する。 &lt;出来形管理&gt; 下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、監督職員との協議の上で管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。 なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での出来形管理を行ってもよい。 ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形等について面管理に準じた出来形計測を行い、1-2⑤によって納品するものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)発注者指定型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書等に基づく積算を実施するものとする。受注者がICT舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 <u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u>  現行基準による設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積もり提出を求め、設計変更するものとする。 見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>(2)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>(2)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（河川浚渫）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p><u>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</u></p> <p><u>また、付帯構造物設置工の関連施工としてICT土工及びICT舗装工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理 下記1)～8)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施する。</p> <p>1)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 2)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 3)空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)<u>RTK-GNSSを用いた起工測量</u> 8)その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領 ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則 本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理 下記1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施する。</p> <p>1)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 2)トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 3)空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領 ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則 本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（法面工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>② 3次元設計データ作成 1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 3次元設計データ作成は、（TIN）形式での作成は必須としない。</p> <p><u>現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必要としない。</u></p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)施工者希望型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。 見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領 ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。 関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則 本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。 <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>② 3次元設計データ作成 1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 3次元設計データ作成は、（TIN）形式での作成は必須としない。 <u>尚、本工種では、受発注者で3次元設計データの必要性を確認（例：現場合わせの施工の場合、設計データ省く等）して、実施有無を判断すること。</u></p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)施工者希望型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 <u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>※ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、機械施工部分を対象に契約変更の対象とする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領 ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。 関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則 本要領は令和2年4月1日より適用する。 本要領は令和2年9月1日より適用する。 本要領は令和3年4月1日より適用する。 本要領は令和4年7月1日より適用する。 本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（地盤改良工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工事 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p><u>1)地盤改良工</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>路床安定処理工</u></li> <li>・<u>表層安定処理工</u></li> <li>・<u>固結工（中層混合処理）</u></li> <li>・<u>固結工（スラリー攪拌工）</u></li> <li>・<u>パーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）</u></li> </ul> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)施工者希望型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-3 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工事 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p><u>1)河川土工、海岸土工</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>路床安定処理工</u></li> <li>・<u>表層安定処理工</u></li> <li>・<u>固結工（中層混合処理）</u></li> <li>・<u>固結工（スラリー攪拌工）</u></li> </ul> <p><u>2)道路土工</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>路床安定処理工</u></li> <li>・<u>固結工（中層混合処理）</u></li> <li>・<u>固結工（スラリー攪拌工）</u></li> </ul> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)施工者希望型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p><u>※ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、機械施工部分を対象に契約変更の対象とする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（地盤改良工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成 1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、<u>従来建設機械による施工及び出来形管理を行う場合は断面データを作成し、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</u></p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、下記1)により施工管理を実施する。 (1)出来形管理 路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。 1)施工履歴データを用いた出来形管理 <u>2)地上写真測量を用いた出来形管理</u></p> <p>⑤ 3次元データの納品 <u>1-2①及び1-2②による3次元データ等を、</u>工事完成図書として電子納品する。 ただし、1-2③及び1-2④を実施した場合には、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)施工者希望型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた<u>積算</u>要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。<u>する。</u> 見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p>	<p>1. ICT活用工事 ～中略～</p> <p>1-2 ICT施工技術の具体的内容 ～中略～</p> <p>② 3次元設計データ作成 1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>～中略～</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-2③による工事の施工管理において、下記1)により施工管理を実施する。 (1)出来形管理 路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。 1)施工履歴データを用いた出来形管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-2②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。 ただし、1-2③及び1-2④を実施した場合には、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算 (1)施工者希望型における積算方法 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 <u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>※ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、機械施工部分を対象に契約変更の対象とする。</u></p> <p>～中略～</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙<del>-2</del>「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和2年4月1日より適用する。          本要領は令和2年9月1日より適用する。          本要領は令和3年4月1日より適用する。          本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（擁壁工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（基礎工）実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。  <u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和4年7月1日より適用する。          本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>

沖縄県におけるICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（令和6年7月版） 新旧対照表（主な改定箇所）

新	旧	備考
<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとする。</p> <p>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙-2「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。</p> <p><u>本要領は令和6年7月1日より適用する。</u></p>	<p>～中略～</p> <p>4. ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>～中略～</p> <p>4-3工事費の積算</p> <p>(1)施工者希望型における積算方法</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた要領等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p><u>なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品、その他経費については、間接費に含まれることから土木工事標準積算基準書により計上するものとする。</u></p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積もり提出を求め、設計変更するものとし、<u>見積もり徴収にあたり、別紙-3「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p>～中略～</p> <p>5. ICT関連要領</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたり、各工種における「沖縄県におけるICT活用工事実施要領」、及び国の定めた要領、マニュアル等により行うものとする。</p> <p>関連要領等については、別紙「ICT活用工事に関する要領及び基準書一覧表」、国土交通省、国土地理院及び沖縄県技術・建設業課HPを参照。</p> <p>附則</p> <p>本要領は令和5年7月1日より適用する。</p>	<p><u>下線赤字追記・修正</u></p> <p><u>下線黒字削除・修正</u></p>